◆補助金の額について

※お子さんが、幼稚園類似の幼児施設、特別支援学校幼稚部に在籍する場合は、下記の金額と異なることがあります。詳しくはお問い合わせください。

	補助金階層		Α	В	С	D1	D2	E1	E2	
	世帯の状況			生活保護世帯	非課税 世帯	均等割のみ 課税世帯	世帯の区民税所得割額が			
							77,100円 以下の世帯	211,200円 以下の世帯	256,300円 以下の世帯	256,300円 を超える世帯
保育料 補助金 (月額)	(ア)	就園奨励費補助金 + 負担軽減補助金 (月額)	第1子	28,000円限度		28,000円限度	24,600円限度	20,183円限度	14,500円限度	10,000円限度
			第2子	28,000円限度		28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	27,333円限度	22,833円限度
			第3子	28,000円限度		28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度
	(1)	保育料一基準額 (月額)	基準額 (最低でも負担 していただく額)	0円		2,500円	5,800円	7,800円	9,800円	
				※第3子以降は、階層を問わず、基準額は0円となります。						
入園料補助金(年額) 新入園児			100,000円限度							

- ●令和7年8月31日までの保育料補助金(月額)は、上記の(ア)と(イ)を比べて少ない額となります。
 - <例> D2階層第1子·保育料29,000円の場合 (ア) 限度額 20,183円 <(イ) 保育料 29,000円 基準額 7,800円 = 21,200円 のため補助金額は 20,183円(月額)となります。
- ●令和7年9月1日以降の保育料補助金(月額)は、33.000円と納入した保育料を比較して低い額が補助金額となります。
- ●入園料補助金(年額)は、納入した入園料が、表の金額より少ない場合は、納入した額が補助金額となります。

限度額 33,000円 < 保育料 35,000円 のため補助金額は33,000円(月額) となります。

<例> 入園料が120,000円の場合 限度額 100,000円<納入額 120,000円 のため、補助金額は 100,000円(年額)となります。

※第何子判定について 幼稚園に通園している園児から第1子、第2子・・・と数えます。

<例> 月額の保育料が35,000円の場合

ただし、就学前の兄・姉が、保育所等に在籍する場合は、その兄・姉から第1子、第2子と数えます。 また、小学1校年生~中学校3年生の兄・姉がいる場合は、その兄・姉から第1子、第2子と数えます。

階層は、令和7年度区市町村民税均等割額及び所得割額(世帯の合計額)によって決定します。

※階層について

ただし、住民税の住宅ローン控除や寄付金税額控除を受けている場合は、控除適用前の金額に基づき決定します。